特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０５１号
東京都世田谷区代沢５丁目35番７号
清算株式会社　株式会社美エンタ
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０６３号
東京都千代田区神田駿河台４丁目３番地
清算株式会社　株式会社ＨＭＢ企画
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第６号
沖縄県那覇市旭町114番地４
清算株式会社　カヌチャコミュニティ株式会社
代表清算人　宮里　　学
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の支払
清算株式会社カヌチャコミュニティ株式会社（以下､｢会社｣という｡)は、債権者別債権額及び弁済額一覧に記載の協定債権者に対し、各協定債権額に応じて、上記一覧記載の弁済額を本件協定認可決定確定の日から一週間以内に支払う。
２　残債権の免除
協定債権者は、第１項記載の弁済を受けるのと同時に残債権の支払いを免除する。
３　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行口座への振込送金とする。ただし、振込手数料は協定債権者の負担とする。
４　追加弁済
第３項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、第２項により支払いの免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づく按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第２項による免除の効力は失われるものとする。
那覇地方裁判所民事第３部

更生計画案議決権行使方法等

平成２３年（ミ）第１号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原
平成２３年（ミ）第２号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原商事
平成２３年（ミ）第３号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原生物化学研究所
平成２３年（ミ）第４号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　太陽殖産株式会社
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成23年11月25日から平成23年12月26日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月12日
平成23年11月25日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第９号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目８番１号
再生債務者　染谷　信次
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉市中央区中央３丁目４番８号コーノスビル５階　藤井・滝沢綜合法律事務所　弁護士　滝沢　　信
平成23年11月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

監督命令取消

平成２２年（再）第１号
茨城県桜川市西飯岡1312番地
再生債務者　株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部
主文　平成22年７月30日にした監督命令を取り消す。
平成23年11月25日　　水戸地方裁判所民事部

管 理 命 令

平成２２年（再）第１号
茨城県桜川市西飯岡1312番地
再生債務者　株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　水戸市南町１丁目３番23号金沢ビル４階　植崎法律事務所　弁護士　植崎　明夫
平成23年11月25日　　水戸地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
熊本市坪井６丁目17番15号
再生債務者　株式会社木村建設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年11月22日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第２号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目３番１号
再生債務者　株式会社マンモス漁具
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　沖縄県那覇市壺川３丁目５番地６　与儀ビル２階　ゆあ法律事務所　弁護士　田島　啓己
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年11月22日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４７号
千葉県旭市ニの3988番地　レジェンドＮｏ．１―101号
再生債務者　松井　則貴
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第６１号
神奈川県小田原市国府津２丁目４番９号
再生債務者　鈴木　清二
１　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月28日から平成24年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再イ）第２１１号
愛知県愛知郡長久手町香桶516番地
再生債務者　石原　人美
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３２２号
愛知県北名古屋市西之保青野東91番地　松山荘105号
再生債務者　影山　輝代
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第９２号
愛知県刈谷市板倉町１丁目９番地１　ユーハウス東刈谷105号
再生債務者　澤村　治彦
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部